

特定投資家および特定投資家以外の顧客への移行期限日

1. 金融商品取引法における特定投資家制度の「期限日」
当社は、毎年 8月31日 を期限日としております。
2. 当社では、金融商品取引法第34条の2第3項第1号および同法第34条の3第2項第1号に規定する承諾日から起算して1年以内の8月31日を特定投資家および特定投資家以外の顧客への移行期限日とします。期限日後も移行の効果を継続するためには、期限日前に更新の申出をする必要があります。

(金融商品取引業者等に関する内閣府令第54条、第58条に基づく公表)